

新宿区教育委員会会議録

令和6年第10回定例会

令和6年10月7日

新宿区教育委員会

令和6年第10回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和6年10月7日(月)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時46分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	年 綱 和 代
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋
委 員	的 場 美規子		

欠席者

委 員 鴨 川 明 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	池 田 知	統括指導主事	北 中 啓 勝
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教育調整課 主 査	古 市 将 貴	教育調整課 教 管 理 係	大 原 颯 人
--------------	---------	------------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第 1 第37号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 令和6年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について（教育支援課長）
- 3 教育財産の変動について（学校運営課長）
- 4 訴訟事件（提訴）について（学校運営課長）
- 5 令和5年度新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について（中央図書館長）
- 6 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和6年新宿区教育委員会第10回定例会を開会します。

本日の会議には、鴨川委員が欠席となっておりますが、定足数は満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

○年綱委員 かしこまりました。

○教育長 まず初めに、教育長職務代理者の指名について御報告いたします。

教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、委員の中から指名する必要があります。

現在は、年綱委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、10月16日をもってその期間が終了いたします。そのため、新たに令和6年10月17日から令和7年10月16日まで、教育長職務代理者として古笛委員を指名したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○古笛委員 よろしく申し上げます。

◎ 第37号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第37号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第37号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第37号議案 新宿区会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は、人事院通知の改正等を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明いたします。新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。

今回の主な改正内容といたしましては、4点ございます。まず、1つ目は、会計年度任用講師の任用について規定しております第3条につきまして、第5項で公募によらない再度任

用の回数は4回を上限とすることを規定しておりましたが、この上限回数の撤廃をするものでございます。したがって、第5項を削除いたします。

2つ目でございます。同じ第3条の公募によらない再度任用の要件を定めている第6項につきまして、70歳の年齢制限を設ける内容を第1号として規定いたします。

3つ目は、同じ第3条第6項の第2号につきまして、分限処分の取扱いに関し、年度途中で病気休職から復職した者も公募によらない再度任用を認めるよう、ただし書を加えることと、そして4つ目、同じ第3条第6項につきまして、条件付採用期間中の職員は、地方公務員法上、病気休職相当の欠勤となった場合でも分限処分の適用除外となるため、その欠勤を病気休職と同様の取扱いとし、公募によらない再度任用の要件として第5号に新たに加えるものでございます。

施行期日は令和6年11月1日になりますが、先ほど御説明いたしました年度途中で病気休職から復職した者も、公募によらない再度任用を認めるよう改正を行う部分につきましては、公布の日から施行いたします。

なお、本改正には経過措置が設けられております。2ページを御覧ください。

経過措置といたしまして、令和6年度末において会計年度任用講師に任用されている67歳以上の者で、公募によらない再度任用の回数が4回に満たない者を引き続き令和7年度も当該職に任用する場合は、その残りの回数について公募によらない再度任用を行うことができるということと、条件付採用期間中の職員が病気休職相当の欠勤となった場合、その欠勤を病気休職と同様の取扱いとし、公募によらない再度任用の要件として加える部分は施行期日以後に任用する会計年度任用講師について適用し、同日前に任用した会計年度任用講師については、なお従前の例によることを規定しているものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第37号議案の提案理由です。

人事院通知の改正等を踏まえ、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第37号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第37号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 令和6年第3回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

◆ 報告 2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告について

◆ 報告 3 教育財産の変動について

◆ 報告 4 訴訟事件（提訴）について

◆ 報告 5 令和5年度新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告5について、一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告の1になります。令和6年第3回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨ということで、御報告させていただきます。

まず、自由民主党新宿区議会議員団の代表質問、池田議員からになります。

「社会経済の変化と学校の対応について」ということで、1つ目の質問です。

文部科学省は2023年7月、初めて小中高校での生成AIの活用に向けた指針を発表したということが述べられています。また、生成AI活用例では、良い例、悪い例といったようなところも示されているといったところで、文部科学省は今年7月から生成AI活用に向けた指針を改訂するための議論を始めており、今後どのような過程を経て子どもたちへの教育指針としていくのか、所見を伺うということでございます。

2つ目は、文部科学省が2023年に全国の教育委員会を対象に調査したところ、サイバー攻撃への備えなどを定める指針が半数以上で策定していない状況にあることを述べた後で、個人情報を守るため、サイバー攻撃への備えなどを定める指針を策定していただきたいと思うが、所見を伺うということでございます。

3つ目は、デジタル分野も含め、金融などこれからの新しい学校教育分野に専門知識を持った方々に活躍いただくことは有意義なことだと思うが、教育委員会の所見を伺うということでございます。

教育長の答弁になりますけれども、まず、1つ目の質問です。

今年度は、教員向けに生成A Iの活用をテーマとした夏季集中研修を実施し、教員のA Iリテラシーの向上に努めたほか、改訂予定の国の暫定的なガイドライン等を参考にし、児童・生徒の発達段階に応じた活用の在り方や個人情報の取扱いを注視していくと答えてございます。

2つ目の質問です。新たなタブレット端末の運用開始と併せて、情報セキュリティポリシーの策定を進めており、今後も教育委員会では、情報セキュリティ対策の指針を定めることで、児童・生徒が安全・安心に教育用タブレット端末を活用するとともに、個人情報の管理についても徹底していくと答えてございます。

3つ目の質問につきましては、金融や経済の仕組みを学ぶ上で、学校の教科等に合わせ、専門知識を持った外部人材を活用して学ぶことは重要であると考えているとお答えをさせていただきます。

次に、新宿区議会公明党の代表質問、木もと議員の質問になります。

「子どもたちが豊かに学べる教育環境の整備について」でございます。

1つ目の質問は、知的障害特別支援学級の設置状況について、落合第二小学校ではニーズの高まりに伴い教室が足りなくなるという課題があるが、今後の考えを伺うということでございます。

2つ目の質問は、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置について、今後の方向性を伺うということでございます。

3つ目の質問は「ことばの教室」について、その周知と学校現場の教員の理解が重要と考えるが、所見を伺うということです。

4つ目の質問は、不登校に悩む保護者支援について、パンフレットを作成することで相談や支援につながるのではないかと考えるが、所見を伺うということでございます。

5つ目の質問は、多様な学びの場の確保について、今後の設置に向けての考えを伺うということでございます。

6つ目の質問がフリースクールに通う児童・生徒が増加することが予想されるけれども、在籍校とフリースクールの密接な連携が重要と考えるが、その連携についての考えを伺うということでございます。

教育長の答弁になります。まず、1つ目の質問です。今後は知的障害特別支援学級の教室数を増やすことができるよう、教室配置の変更や改修工事等の対策を検討しているとお答え

をしてございます。

2つ目の質問につきましては、近隣自治体への視察・聞き取りを行い、着実に課題を整理していくことが大切であると分かった。今後は、小・中学校校長会の代表も含めて、自閉症・情緒障害特別支援学級の課題を協議し、引き続き研究・検討を進めていくとお答えをしております。

3つ目の質問につきましては、幼児・児童・生徒の保護者に、ことばの教室のリーフレットを配付したり、また、校園長、副校園長に向けて、ことばの教室の周知を行っている。さらに、スクールカウンセラー連絡会等において、「吃音」のある児童・生徒への具体的な接し方について、共有をしているとお答えをしております。

4つ目の質問につきましては、不登校児童・生徒の保護者に対して、保護者向けにパンフレットを新たに作成し、学校での面談や区ホームページ等で提供していくとお答えをしております。

5つ目の質問につきましては、「チャレンジクラス」の設置や「不登校対応巡回教員」の配置を検討しており、児童・生徒の実態に応じた多様な学びの場を確保していくとお答えをしております。

6つ目の質問は、多様な教育機会検討委員会にフリースクールの職員を招聘し、児童・生徒や保護者との連携・支援の在り方について情報を共有しているとお答えをしております。

次に、日本共産党新宿区議会議員団の代表質問、佐藤議員からの質問です。

「2023年度決算と今後の区政運営について」ということで、1つ目の質問では、学校給食無償化について、本来、全額国の責任で行われるべきだと考えるが、その所見を伺うということです。

また、区立学校の給食無償化について、東京都が多摩地域において8分の7を補助する補正予算を組んだけれども、特別区も同様に8分の7の補助を要請すべきだと考えるが、教育委員会の所見を伺うということです。

2つ目の質問は、学用品費や修学旅行・移動教室の無償化を進めるべきと思うが、所見を伺うということでございます。

教育長の答弁になります。まず、1つ目の質問です。在住の自治体などにより給食費の負担の有無が異なることは公平性の観点から望ましいことではなく、全国一律の対応をすべきであり、継続して国及び都へ強く要望している。また、都議会第3回定例会に提出されている補正予算案について、新たに要望する考えはないとお答えをしております。

2つ目の質問は、学用品等の無償化についての考えは現在持ってませんお答えをさせていただきます。

次に、新宿未来の会でございます。一般質問、鈴木議員からの御質問、「異常気象等ともなう地域行事やイベント等の対応について」でございます。

1つ目の質問は、熱中症ガイドラインの活用にあたっての課題と現状ということ、それから2つ目の質問は、学校のプールがどうあるべきかを自治体として考えるときが来ているのではないかということの所見。それから3つ目の質問については、小学校における避難訓練に関しての検証と対策についての所見。4つ目の質問は、学校行事の実施に当たり、近年の残暑による学習活動への影響や課題について御教示願うということでございます。

答弁です。1つ目の質問は、ガイドラインの活用にあたっては、屋外での教育活動が日々の天候に左右され、当日まで活動の実施を判断できないことや、急な授業内容の変更が生じることなどが課題である。現状としては、ガイドラインに示された基準である運動・行動指針に基づき、教育活動全般について、天候、気温、活動内容、活動場所等の状況により、延期または中止の判断をしているとお答えをさせていただきます。

2つ目の質問です。自校の施設を活用することで効率的に指導を行うことができるなどのメリットもある一方で、他自治体で民間施設等を活用した水泳授業の取組については承知をしているところであり、他自治体の動向を注視していくとお答えをさせていただきます。

3つ目の質問です。避難訓練時の暑さ対策について各校の事例を共有、検証し、暑さが心配される時期は、午前中の早い時期に短時間で実施することや、校庭へ避難する訓練の後は涼しい場所に移動してから全体で事後指導を行うなど、様々な好事例を参考にした避難訓練を実施したとお答えをさせていただきます。

4つ目の質問です。近年の残暑に鑑み、秋に運動会を実施する学校では、校庭での練習の際には、暑さ指数の状況によって体育館での練習に切り替えたり、テントを設置し、できるだけ日陰をつくり過ごしやすくしたりするなど、様々な工夫や対策を講じて練習を進めているとお答えをさせていただきます。

次に、一般質問、のづ議員から「多文化共生施策のあり方について」です。

外国にルーツを有する子どもたちへの日本語教育には力を入れているが、これに加えて日本の文化や習慣に関する教育も積極的に推進する必要性について、見解を伺うということでございます。

答弁になります。

外国籍等児童・生徒の保護者に多言語翻訳した「新宿の学校生活」の冊子を配布し、学校生活の一日の流れや服装・持ち物など基本的な生活習慣や教育活動への理解を促している。さらに全区立小・中学校で染色業等を体験する伝統文化理解教育を実施しており、全ての児童・生徒が日本の文化や習慣を学べるようにしているとお答えをしております。

次に、一般質問、えのき議員になります。

「高齢者福祉について」ということで、70歳以上の一人暮らしの高齢者などを対象に、会食形式で学校給食を提供し、趣味活動や交流を通じて孤独感の緩和と介護予防を図る取組を新宿区は参考にすべきと考えるが、見解を伺うということでございます。

答弁になります。

これまで一部の区立学校では、学校給食を活用して、高齢者と地域との連携を図る取組を行ってきた。区立学校の給食調理室においては、限られたスペースで工夫しながら児童・生徒、教職員分の食数を調理しており、さらなる食数の増に対応することは難しいことなどから、実施に向けては課題が多いものと認識をしてお答えをしております。

次に、現役世代に優しい新宿、一般質問、渡辺やすし議員の御質問です。

「学校給食費無償化後の課題について」ということでございます。

1つ目の質問です。新宿区では昨年度無償化する前の保護者負担給食費単価と比べて、今年度1食53円上げている。大幅に給食費の単価を上げた背景と狙いを伺うということでございます。

2つ目の質問は、学校給食費無償化に伴い、教職員の仕事量は軽減されているのか。また、新たに発生する教職員の業務を軽減する工夫はあるのか伺うということでございます。

また、お金の私的流用を防止するための公会計化について検討するつもりはあるか、見解を伺うということでございます。

教育長の答弁になります。まず、1つ目の質問です。今年度については総務省発表の消費者物価指数の東京都区部の食料における前年同月比を基準とし、今後の物価高騰も考慮しながら単価の増を行ったとお答えをしております。

2つ目の質問です。学校給食費の無償化に伴い、従来教職員の業務であった児童・生徒分の給食費に係る徴収業務や返金業務等の事務がなくなったことは、教職員の業務における大きな負担軽減につながったものと認識をしてお答えをしております。

公会計化に伴う契約事務や会計処理、組織体制の強化など、公会計化の実施には整理すべき課題があるものと認識をしている。

以上のことから、現時点で公会計化の予定はないが、引き続き他自治体の状況を注視するとお答えをさせていただきます。

次に、新宿区議会立憲フォーラム、一般質問、田中議員からの御質問でございます。

「多文化共生社会実現のための取組について」ということで、日本語教育を推進するための区の方針と見解、今後の取組について伺うということでございます。

教育長の答弁になります。

教育委員会では、「日本語初期指導」あるいは「日本語学習支援」、それから「進学支援」など様々な日本語指導に係る支援を行っており、外国籍等児童・生徒の円滑な学校生活や安心できる環境づくりを進めていると認識をしている。

今後は、日本語指導の支援事業を継続しながら、新たに編入児童・生徒の国籍等の動向を注視しつつ、学校や関係事業者と連携して円滑な指導体制の整備を図っていくとお答えをさせていただきます。

以上になります。

○教育支援課長 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の管理業務に係る事業評価結果の報告についてです。

1、事業評価の目的です。

指定管理者が実施した令和5年度の管理業務について、協定書等に基づき適正に行われたか、また、施設の設置目的に沿って適正に運営し、施設利用者へのサービス向上がなされたかなどの点から検証することを目的としています。

評価結果は今後の管理業務に反映し、よりよいサービスを提供するため、指定管理者への通知及び公表を行います。

2、評価対象です。

施設は、新宿区立女神湖高原学園です。指定管理者は、信州リゾートサービス株式会社となっております。

3番目、事業評価委員会の構成です。

外部委員2名と内部委員4名の6名で、こちらに記載の方々にお願いをしております。

4番目、事業評価委員会の開催内容です。

8月20日火曜日に現地での評価を行いまして、事業の説明を受け、質疑応答し、各委員による評価、全体評価という形で行っております。

評価結果でございます。

個別評価、1番から5番にあるところを個々にまず評価をいたします。それを合計しまして総合評価という形になりまして、右側の表、評価結果の対応を見ていただきますと、それが2.5以上3.5未満の場合、全体評価として3、良で、業務要求水準等で求められる水準を超え良好であるという形で、全体評価は3という形になっています。

後ほど評価結果表を見て御説明いたします。その前に、今後のスケジュールですが、11月13日水曜日の文教子ども家庭委員会で事業評価結果を報告いたします。その後、11月下旬には指定管理者へ結果を通知し、ホームページでも公表いたします。

ファイルを1枚めくっていただきまして、まず、目次がありまして、事業評価となっています。真ん中より下のところに令和3年度から令和7年度までの5年間の第5期指定管理期間とし、信州リゾートサービスが公募によって選ばれて、管理業務を行っているというところも書いてあります。

次めくっていただきますと、事業評価の概要という形で、先ほど説明したことがこちらに書いてあります。

そして、次まためくっていただきまして、評価対象という形で、女神湖高原学園の詳しい内容が書いてあります。

めくっていただきますと、別紙1という形で6ページ目になります。事業評価結果という形で詳細が記載してありますので、ご覧ください。

1番の「施設の運営に関すること」では、稼働率についてです。

客室稼働率の目標が南棟（区民棟）34.1%、北棟（学校棟）10.7%であったのに対し、実績が南棟が29.2%、北棟が9.9%という結果でした。

目標を達成することはできませんでしたが、秋の閑散期には団体利用者の集客に力を入れて、稼働率の上昇に大きく貢献しているというところで、今後も施設の特徴を生かして、利用率の増加に向けた施設運営をお願いしたいと評価されております。

次に、2番の「利用・サービスに関すること」では、見ていただきたいところが「利用者対応・接遇について」です。一般利用アンケートにおいて、回答者の100%が接客について「満足」と答えております。このことから、良好な接客サービスが提供できたと評価されております。

次に、3番の「施設・設備の管理に関すること」の中では、省エネルギー・省資源についてで、電気使用量の大幅な削減を達成することができたと評価されております。

4番、「管理運営経費に関すること」では、目標の達成について、収支計画に対し、実績

収入割合が100.35%、実績支出割合が97.47%となり、物価高騰の影響がある中で、材料費の増加が目立ちましたけれども、利用者の満足度を低下させることなく黒字収支に転換することができたと評価を受けております。

5番目、「事業に関すること」では、効果的・効率的な視点について、区立小・中学校の校外学習において、学校から多様な要望に適切に対応し、一般利用者アンケートにおいても利用者から高い評価を得ていることから、適切に事業が実施されたものと判断すると評価を受けております。

総合所見です。全体の評価3という中で、総合所見としては、学校の利用アンケートについては令和4年度に引き続いて高い評価と低い評価で分かれることがあったけれども、学校によってサービスに質の差が出ないように、適切な対応となるように取組をお願いしたいという点。

一般利用のことについては、一般利用者は3,529人、前年度比119.6%という形になり、コロナ前の水準に戻った。今後も一般利用の増加に向けた取組を期待するという評価と、先ほどの繰り返しになりますけれども、アンケート結果において回答者の89.6%が全項目平均で「満足」という回答になっているので、こうした利用満足度の高いサービスの提供を続けていることを評価していただいたということになります。

次のページ、8ページは、こちらの事業評価に関する要綱がつけてあります。

また、めくっていただきまして、最後のページになります。

女神湖高原学園の事業実績という形で、①は学校の利用の状況という形で、中学校の移動教室、小学校の夏季施設、中学校のスキー教室、そのほかというような形で利用者数が出ております。学校利用の延べ利用者数というのが②のところで出ております。そして、③は一般利用です。稼働率等々、記載してあるという形になります。

説明は以上となります。

○学校運営課長 それでは、まず報告3の教育財産の変動についてになります。

項番1の物件の表示ですけれども、牛込第二中学校の土地でございます。

土地の表示ですけれども、所在、変動前が新宿区喜久井町20番63外31筆が、変動後、新宿区喜久井町20番63外30筆ということで、1枚おめくりいただいたところに図面をつけさせていただいておりまして、校舎の北側の擁壁の部分になります。

資料の1枚目にお戻りいただきまして、項番2の(2)数量です。変動前が8,266.30平方メートルが、変動後、8,264.39平方メートルになります。

項番 3 の変動理由でございます。

同中学校での擁壁改修工事の実施に当たり、令和 5 年12月11日付で区民の方から土地1.91 平方メートルの贈与を受けまして、本年 2 月 2 日開催の第 2 回定例会で御報告をさせていただいたところでございましたけれども、工事の手法の変更に伴い、同じ方から返還の要求を受けたためでございます。

項番 4 の変動年月日は、令和 6 年10月 7 日付となっております。

それでは、続きまして、報告 4、訴訟事件（提訴）についてでございます。

本件につきましては、本年 6 月 3 日開催の第 6 回定例会の第25号議案 調停の申立て及び調停不成立等の場合における訴えの提起について決定いただいたものと同じ案件でございます。

事件名が、越境樹枝切除請求事件。

当事者、原告が新宿区、被告が区民の方 A でございます。

3、訴状提出日等につきましては、記載のとおりでございます。

項番 5 の請求の趣旨、6 番訴えの概要については、調停のときと同じ内容でございます。

項番 4 の本件訴訟提起前の調停事件について、御報告をさせていただきます。

原告は、令和 6 年 7 月 5 日、東京簡易裁判所に対して下記 5 及び 6 と、同趣旨の調停を申し立てたが、令和 6 年 9 月11日、第 1 回目の調停期日において、調停委員会は、被告が樹枝の切除に応じる見込みがなく、話し合いによる解決は困難であることから、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、民事調停法第14条により調停が成立しないものとして、本事件を終了させたものでございます。

よって、これを受けまして提訴というような流れになったものでございます。

御報告は以上でございます。

○中央図書館長 報告の 5 番目になります。令和 5 年度新宿区立図書館指定管理者の事業評価報告についてでございます。

事業評価の目的につきましては、先ほどの女神湖と同一ですので省略させていただきます。

評価対象でございますけれども、（1）四谷図書館、指定管理者としましては、紀伊國屋・ヴィアックス共同事業体から、（9）の下落合図書館、株式会社図書館流通センターのいわゆる地域館 9 館でございます。

事業評価委員会の構成でございますけれども、記載のとおり外部委員 3 名、内部委員 1 名で構成したものでございます。

4 番目の事業評価委員会の開催内容でございます。

全部で8回開催しておりまして、まず1回目には、評価項目、評価基準等についての協議・決定を行いまして、2、3、4回目につきましては、それぞれの地域館の現地視察を行いました。5、6、7回目につきましては、それぞれ3館ずつのヒアリングを行いまして、第8回目に評価点と評価所見の協議を行いまして、取りまとめたものでございます。

5 番の評価結果でございますけれども、こちらは総合評価としまして、四谷図書館から下落合図書館まで、2.8、3.0、2.8、3、3、2.8、2.8、3、2.8ということで、全体評価としましては、先ほどの女神湖と同じですけれども、四捨五入になりますので全部3という結果になったものでございます。

次のページへいきまして、評価結果の対応につきましては、先ほどの女神湖と一緒にするので省略をさせていただきまして、先に今後のスケジュールのほうを御説明させていただきます。

11月13日の水曜日に文教子ども家庭委員会でこの結果を報告いたしまして、11月の下旬には、指定管理者へ評価結果を報告するとともに、図書館ホームページで公表するというものでございます。

そうしましたら、令和5年度新宿区立図書館指定管理者の管理業務に係る事業評価結果を御覧ください。

1 枚おめくりいただきますと、次のページ、目次がございます。

1 ページ目でございますけれども、Ⅰとしまして事業評価の目的、Ⅱとしまして指定管理者制度導入の経緯、こちら一番下の段落になりますけれども、今年度事業評価の対象とした令和5年度は第3期、下落合図書館のみ第2期の5年度目に当たるものでございます。

2 ページ目でございます。

評価の概要でございます。こちらは先ほど説明した内容と重複するところがありますので、省略をさせていただきます。

次に、5 ページを御覧ください。

5 ページから13ページまでがそれぞれの評価対象施設の概要になってございます。後で御覧いただければと思います。

14ページからが評価結果ということで、15ページからがそれぞれの各館ごとの評価でございます。9館ございますので、全て説明すると時間がかかると思いますので、総合所見の一部を抜粋して御紹介させていただきたいと思います。

まず、15ページの四谷図書館でございますけれども、総合所見です。

図書館としての基本的なサービスは要求水準を満たしています。地域館で最大の図書館であり、利用者は多様な年代にわたっており、広い分野をカバーする蔵書構成に努めています。特に英語多読の本が豊富にそろっており、語学習得にも力を入れている様子がうかがえますという評価をいただいております。

また、個人情報保護の面で問題のある事例がありましたが、個人情報の流出はありませんでした。さらに再発防止策を徹底してください。立地の良さと充実した設備を活かし、地域住民や障害者にも配慮した事業が行われています。全体としては業務要求水準を超えて良好であると認められますと評価をいただいたものでございます。

次の16ページをお願いいたします。16ページは鶴巻図書館で、ナカバヤシ株式会社になります。

総合所見でございますけれども、地域の図書館は地域と密接に関係していくことが求められますが、早稲田・鶴巻地域の図書館として独自の取組や、地域・学校との連携に重点を置き、多様な事業を実施しています。

館の規模に比べて貸出冊数は多いと言えます。図書館資料の収集においては、予約情報を活用するとともに、地域に役立つ資料の収集にも努めています。

「つるまき本の帯デザイン賞」や広報紙「つるさんのおたより」等好評の事業があり、地域に愛される図書館運営がなされました。新宿区図書館基本方針の使命である「区民にやさしい知の拠点」を特に意識しており、図書館と地域のつながりがより深まったと思いますと評価をいただいたものでございます。

17ページ、西落合図書館でございます。こちらは、紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体でございます。総合所見では、落合地区にゆかりの文豪を取り上げた企画をはじめ、ユニークで手作り感のあるイベントが多く、小規模館ならではの地域密着性が感じられます。利用者の立場に立った配慮も多く、地域住民や障害者に優しい図書館と言えます。

朗読会等、多数の事業を実施しました。学校訪問等を通して学校との連携に努めています。レファレンスサービスについては、さらなる周知活動を望みます。

公園に隣接しているなど、周辺の状況から、駐輪、駐車へのマナーの啓発は今後とも必要なことと思いますと評価をいただいたものでございます。

次、18ページをお願いいたします。こちらは戸山図書館、株式会社図書館流通センターでございます。

総合所見では、高齢者の多い地域であることから、アクティブシニア向けの本のコーナーを設け、イベント企画においても、スマホ講座を実施するなど特色を出し、地域に親しまれる図書館となっています。また、視覚障害者等障害者サービスの拠点館として、録音図書の提供、朗読会動画配信等、充実したものを提供して、これからも人材育成等も含めて体制が整備・維持されることを期待しますと評価をいただいているものでございます。

そして19ページ、北新宿図書館でございます。

総合所見では、区民が集う図書館として、年間を通じて切れ目なく事業を実施し、読書手帳やしおりの配布、時事関連資料の日替わりの展示など、利用者を増やす工夫がなされています。

外国語図書が多く、外国籍の方も多く来館されているようなので、洋書の貸出割合の精査や、外国人の方へのアンケート実施なども今後のサービス向上に役立つと思います。また、外国籍の利用者を対象にしたイベントをもう少し増やしても良いかと思われます。より「外国人にやさしい図書館づくり」を目指すことを期待しますと評価をいただいたものでございます。

続きまして20ページ、中町図書館でございます。

こちらは、丸善雄松堂株式会社でございます。。

総合所見では、エレベーターがないなど施設の制限がある中で、職員のサービス介助士資格の取得等、サービスでカバーしようとしていることは評価できます。その分、職員にかかる負担は大きくなるかと思うので、今後も職員に対する様々なケアを続けてください。

地域との結びつきが強く、利用者との双方向のやり取りを大切にしています。ボランティアの受入れにも熱心で、読み聞かせや書架整理に協力が得られており、今後もボランティアとの良好な関係を続けていくことを望みますと評価をいただいたものでございます。

続きまして21ページ、角筈図書館です。こちらは、図書館流通センターでございます。

総合所見では、ビジネス情報支援の拠点館として、ビジネス関連資料の収集や起業に向けた企画等の特色ある図書館としての位置づけを全うしつつ、地域の状況に合わせ、ビジネス支援以外にも多様なサービスを展開しようとしていることは評価できます。近隣の高層マンション建設によるファミリー層の増加を受け、今後は「ビジネス」と「児童」を二本柱として、周辺環境における利用者ニーズを酌み取った事業が行われていくことを期待しますと評価をいただいたものでございます。

次のページ、お願いいたします。22ページ、大久保図書館、こちらは紀伊國屋書店・ヴィ

アックス共同事業体でございます。

総合所見では、韓国語・中国語のネイティブスピーカーと日本語教育有資格者を配置し、8か国語に及び外国語のおはなし会を実施するなど、地域のニーズに合わせた多文化サービス事業を展開していることは高く評価できます。

外国籍の方向けに各言語でいろいろな情報（ごみの捨て方、詐欺への注意勧告等）が書かれたパンフレットが設置されています。外国籍の方にとって心強い取組だと思いますので、ぜひ続けていただきたいというものでございました。

最後に下落合図書館、23ページでございます。こちらは、株式会社図書館流通センターでございます。

総合所見では、地域との連携を的確に行っており、多様な機関と密接な関係を築けていることがうかがえます。

参加者と行政サービスをつなぐイベント、セミナーを開催するなど、地域とのつながりの強化にも力を入れています。イベントの参加希望者も多く、参加できなかった人のために動画での公開を行うなど、工夫されていますと評価を受けたものでございます。

続きまして、24ページ、25ページは要綱になりまして、26ページが名簿、27ページ目が令和5年度の事業実績というつくりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。まず、報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

○**的場委員** 女神湖高原学園の指定管理者事業評価の結果に関してなんですけれども、7ページの総合所見を拝見しますと、先ほど課長から御紹介があったように、学校利用アンケートについては令和4年度より引き続き高い評価と低い評価が学校によって分かれていたとあるんですけれども、こういった点で低い評価になったのかということと、なぜまたサービスの質に差が生じてしまったのか、もしお分かりでしたら教えてください。

○**教育支援課長** 学校アンケートの評価の低い評価と高い評価の差というところなんですけれども、食事面です。暑い時期に行った学校であっても、ちっちゃなお鍋が出るんですけれども、そういったところそのタイミングで行った学校にはちょっと評価が低かったというよ

うなところがありまして、食事面での、昨年は施設が作ったものではなかったんですけども、ちょっとお弁当の評価でいい評価と悪い評価がというのが分かれたところがあって、どちらにしても食事面で差が出るのかなというところですので、タイミングが悪かったのもあるんですけども、そういったところを含めて、これからは注意していく必要があると、指定管理者と既に話をしている状況でございます。

○**的場委員** ありがとうございます。私、夏に英語キャンプのほうで実際に女神湖、伺わせていただきまして、非常に施設がすばらしいなと思ったもので、引き続き利用者が満足できるようなサービスを提供お願いしたいのと、それから6ページを拝見しますと、個人情報保護の徹底のところが2.7という評価なんですけれども、ここの評価は大事かと思うので、ぜひ3.5以上目指すように徹底して管理していただければと思います。

以上でございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**教育長** ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告3について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○**教育長** 特にないようですので、討論及び質疑を終了します。

次に、報告4について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

○**年綱委員** ここの学校には学校訪問で伺わせていただいたんですが、かなり校庭のほうに、それも低学年の校庭のほうに木が来ていて、今いろんな樹木が老木になって事故が起こっていることも多いので、学校もすごく配慮してくださっていると思うんですが、事故はいつ起きるか分からないので、本当にそこが心配だなというところがあります。いい結果が出るといいなと思っています。学校も木を頑張って管理していただけたらと思います。

○**学校運営課長** 職務代理者から御指摘いただいたように、ほかの自治体で枝が落ちてお亡くなりになるような痛ましい事故も最近起きたところでございます。本当は調停で話が進めばよかったんですけども、なかなか話合いが進む見込みがない中、調停委員会のほうからも、これは子どもたちの安全のために早期に解決を目指すべきで、早めに訴訟に移行する必要があるというような御示唆もいただいたところでございますので、今後もスピード感を持って早期に安全な環境を確保できるように取り組んでいきたいと考えております。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

次に、報告 5 について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告 6 その他

○教育長 次に、報告 6 のその他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 46 分閉会